

序章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では、少子化の進行を止めるため、2003（平成 15）年には「次世代育成支援対策推進法*」を制定し、地方自治体や事業者による「行動計画」の策定を進め、2004（平成 16）年には「少子化社会対策大綱*」を策定し、施策を効果的に推進するため「子ども・子育て応援プラン*」を策定する等、さまざまな対策に取り組んできました。

しかし、少子化の進行は止まらず、就労人口の減少、社会保障負担の増加等、社会経済への深刻な影響が懸念されています。また、都市部における待機児童*問題、子ども・子育て支援の量・質の低下、子育ての負担や不安、孤立感を多くの家庭が感じていること等の問題が生じています。

こうした問題に対応し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子育て支援の充実を図るため、2012（平成 24）年には「子ども・子育て関連 3 法※」が制定され、2015（平成 27）年から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。

また、2015（平成 27）年までの 10 年間の時限立法とされた「次世代育成支援対策推進法」は、引き続き期限を区切った集中的・計画的な対策の推進・強化のため、法の期限が 2025（令和 7）年まで延長されました。

さらに、新たな課題として、我が国の子どもの貧困率*は先進国のなかでも高い水準にあり、18 歳未満の子ども 7 人に 1 人（2015（平成 27）年時点）が経済的に困窮しているといわれています。このような背景を受け、2014（平成 26）年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律*」が施行され、同年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。2019（令和元）年 6 月の改定では市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務が課され、一人ひとりが夢や希望をもつことができるようにするため、子どもの貧困対策を“将来”だけでなく“現在”の生活等においても総合的に推進することが求められています。

本市では 2005（平成 17）年に「岐阜市次世代育成支援対策行動計画“輝き”子ども未来図ぎふ」を、2015（平成 27）年に「岐阜市子ども・子育て支援事業計画*」を策定し、少子化対策をはじめ子ども・子育て支援を進めてきました。

2019（令和元）年度に「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」が終期を迎えるのを機に、両計画を統合するとともに、新たな課題である子どもの貧困対策も包含し、子どもの最善の利益を優先する“こどもファースト”の視点から子ども・子育てに関する施策を見つめ直し、昨今の社会情勢に応じたさまざまな課題に対応する「岐阜市子ども・子育て支援プラン」として策定するものです。

※子ども・子育て関連 3 法とは、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（認定こども園法の一部改正法）」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のことをいう。

2 計画の位置づけ

(1) 「ぎふし未来地図」における位置づけ

本計画は、都市づくりの総合的な方針である「ぎふし未来地図」と方向性を一にし、互いに連動しながら市全体としての最適化を図っていくこととしています。

また市政運営の理念“人生 100 年時代の未来を創り、都市を支えるひとづくり”のうちの“未来を担う人づくり”に子どもを位置づけています。子育て世代を温かい心で支えることは今に生きるすべての市民の住みやすさにつながり、そのことが、人が住む都市を支えることになるとして、子どもたちの未来を考えてひとづくりを進めていく方針です。

(2) 本計画が包含する計画

本計画は、以下の計画の性格をあわせもちます。

- 「次世代育成支援対策推進法第8条」に基づく市町村行動計画
- 「子ども・子育て支援法第61条」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条2項」に基づく市町村における子どもの貧困対策についての計画

(3) 関連計画との整合

本計画は「ぎふし未来地図」や福祉分野の上位計画である「岐阜市地域福祉推進計画」をはじめ、福祉、健康、教育等のさまざまな分野にわたる施策について総合的な連携のもとに推進する必要があります。これらの関連する計画等との整合性を図りつつ推進します。

ぎふし未来地図

岐阜市地域福祉推進計画

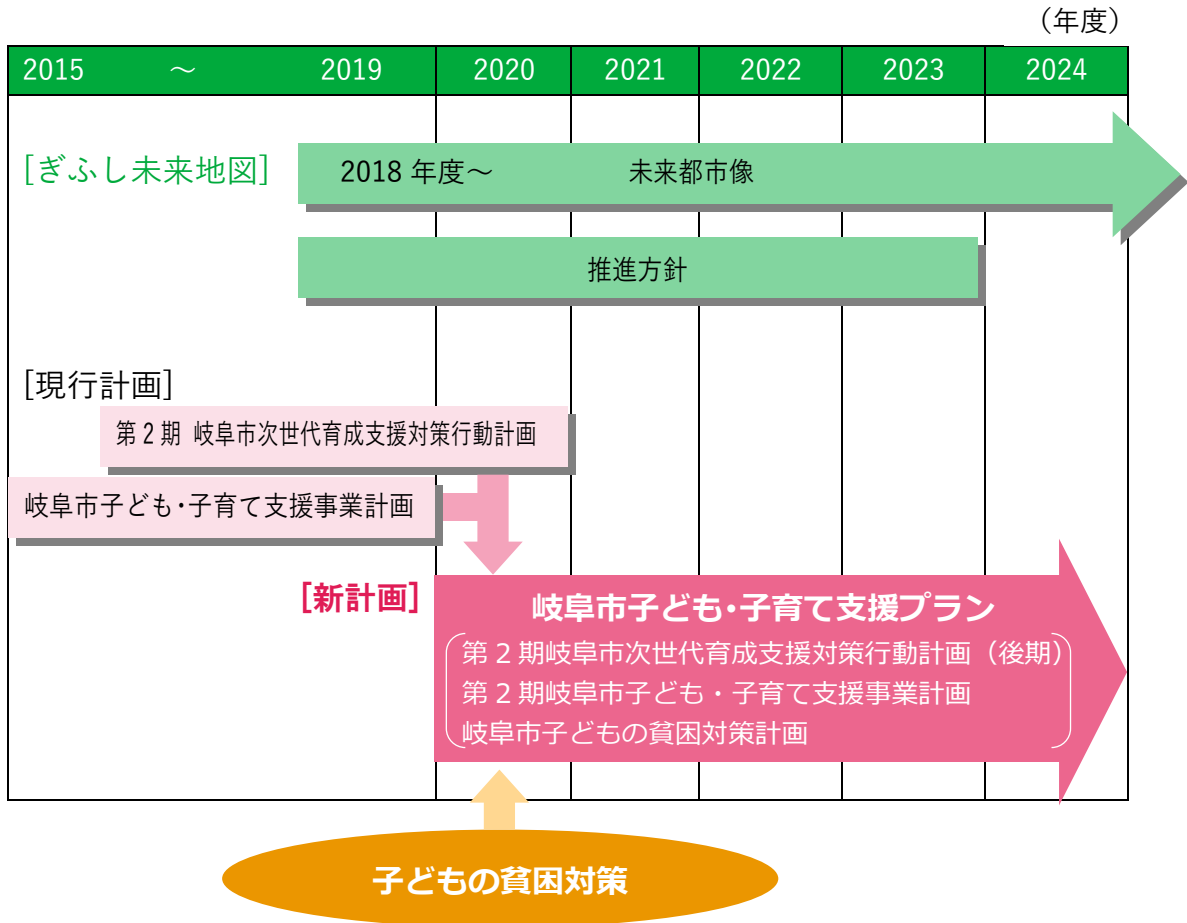
- ・ **岐阜市子ども・子育て支援プラン**
- ・ 岐阜市障害福祉計画
- ・ 岐阜市障害児福祉計画
- ・ ぎふ市民健康基本計画



- ・ 岐阜市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・ 岐阜市教育振興基本計画
- ・ 岐阜市幼児教育推進プラン
- ・ 岐阜市子ども・若者生き生きプラン
- ・ 岐阜市男女共同参画基本計画
- ・ 岐阜市食育推進計画
- ・ 岐阜市自殺対策計画

(4) 計画期間

この計画は、2020（令和2）年度を初年度とし、2024（令和6）年度までの5年間を計画期間とします。

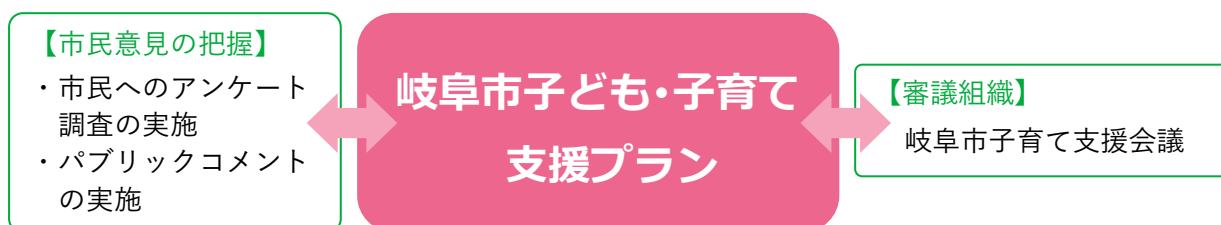


3 計画の策定

(1) 策定体制

本計画の策定にあたって、幅広い関係者の参画による施策の展開や内容を審議するため、市民代表、保育関係者、教育関係者等で構成される「岐阜市子育て支援会議*」において審議を行いました。

また、子どもの保護者や次世代育成支援に係る当事者をはじめ、幅広く市民の意見を反映するために、市民へのアンケート調査を実施するとともに、岐阜市パブリックコメント*手続き実施要綱に基づき、2019（令和元）年12月16日から2020（令和2）年1月15日まで、市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、意見を反映させて策定しました。



(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、本市における教育・保育サービスの利用状況や今後の利用意向、子育て支援施策へのニーズ、ひとり親家庭*の生活に関する現状と課題を把握するためのアンケート調査を実施し、本計画を策定するにあたっての基礎資料としました。

■ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

対象	調査期間	調査方法	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	2018.11.1～11.15	郵送法	5,000	2,687	53.7%

■ 岐阜市ひとり親家庭生活実態調査

対象	調査期間	調査方法	配布数	有効回収数	有効回収率
児童扶養手当受給資格者	2018.8.1～8.31	郵送法	3,481	1,985	57.0%